

## 資料編

## ■立地適正化計画策定の経緯

開催日	会議等	主な内容
令和2年8月28日	庁内検討会 (第1回)	検討体制及び立地適正化計画の概要について
令和2年11月5日	庁内検討会 (第2回)	都市づくりにあたっての課題、方針について
令和2年12月15日	策定委員会 (第1回)	立地適正化計画の概要及び都市づくりにあたっての課題、方針について
令和3年1月14日	都市計画審議会 (第54回)	立地適正化計画の概要及び都市づくりにあたっての課題、方針について
令和3年2月25日	庁内検討会 (第3回)	居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設について (1)
令和3年3月11日	策定委員会 (第2回)	居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設について (1)
令和3年4月27日	都市計画審議会 (第55回)	居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設について (1)
令和3年7月19日	庁内検討会 (第4回)	居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設について (2)
令和3年8月4日	策定委員会 (第3回)	居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設について (2)
令和3年8月26日	都市計画審議会 (第56回)	居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設について (2)
令和3年10月15日	庁内検討会 (第5回)	立地適正化計画(素案)について
令和3年10月22日	策定委員会 (第4回)	立地適正化計画(素案)について
令和3年11月9日	都市計画審議会 (第57回)	立地適正化計画(素案)について
令和3年12月7日 ～令和4年1月6日	パブリックコメント	立地適正化計画(素案)について
令和4年1月17日	庁内検討会 (第6回)	立地適正化計画(案)について
令和4年1月21日	策定委員会 (第5回)	立地適正化計画(案)について
令和4年2月4日	都市計画審議会 (第58回)	立地適正化計画(案)について諮問

## ■立地適正化計画策定委員会要綱

### 海田町都市計画マスタープラン改定及び海田町立地適正化計画策定委員会要綱

#### (設置)

第1条 海田町都市計画マスタープランの改定及び海田町立地適正化計画の策定にあたり、計画策定に関する重要な事項について意見を述べ、計画策定に参画する機関として海田町都市計画マスタープラン改定及び海田町立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べ、策定時に参画するものとする。

- (1) 海田町都市計画マスタープランに関する重要な事項
- (2) 海田町立地適正化計画に関する重要な事項
- (3) 町長が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表第1に掲げる者をもって組織する。

#### (委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (委員)

第5条 委員の任期は、海田町都市計画マスタープランの改定及び海田町立地適正化計画の策定が完了するまでの日とする。ただし、欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

#### (庁内検討会)

第7条 委員会に、計画策定において、都市が抱える課題等を共有し、必要な事項を検討するため、庁内検討会を設置する。

- 2 庁内検討会は、会長及び会員をもって組織し、それぞれ別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 会長は、庁内検討会の会議を招集し、総括する。

#### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

#### (委任規定)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

## 別表1（第3条関係）

学識経験者  
各種団体の関係者  
関係行政機関  
自治会連合会長  
副町長  
企画部長  
総務部長  
福祉保健部長  
建設部長  
教育委員会教育次長

## 別表2（第7条関係）

企画部企画課長  
企画部魅力づくり推進課長  
総務部防災課長  
総務部町民生活課長  
福祉保健部社会福祉課長  
福祉保健部こども課長  
福祉保健部長寿保険課長  
建設部都市整備課長  
建設部建設課長  
建設部上下水道課長  
教育委員会学校教育課長

## ■立地適正化計画策定委員会委員名簿

## ○委員長

(順不同敬称略)

分野	所属	氏名
都市計画 建築計画	広島大学大学院先進理工系科学研究科教授	○田中 貴宏
交通計画	広島工業大学工学部環境土木工学科准教授	今川 朱美
交通	芸陽バス株式会社営業部企画課長	齋藤 良明
商工業	広島安芸商工会理事 (株式会社ウエカド代表取締役)	上角 善之
金融	一般財団法人ひろぎん経済研究所常務理事	河野 晋
不動産	広島県宅地建物取引業協会役員 (海田町都市計画審議会委員)	中島 勝義
関係行政機関	広島県土木建築局都市計画課長	栢 英彦 (第2回委員会まで) 廣中 伸孝 (第3回委員会から)
	広島県総務局デジタルトランスフォーメーション推進チーム総括官	向井 ちほみ
住民代表	海田町自治会連合会長	山岡 崇義
海田町 (内部委員)	副町長	櫻 竜俊 (第2回委員会まで) 今岡 寛之 (第3回委員会から)
	企画部長	鶴岡 靖三
	総務部長	丹羽 勤
	福祉保健部長	森川 雅枝
	建設部長	久保田 誠司
	教育委員会教育次長	伊藤 仁士 (第2回委員会まで) 森山 真文 (第3回策委員会から)
アドバイザー	国土交通省中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課長	濱田 賢太郎

## ■立地適正化計画市内検討会委員名簿

## ○会長

区分	所属	氏名
企画	企画部企画課長	鎌田 浩一 (第3回検討会まで) 藤原 靖 (第4回検討会から)
商工会	企画部魅力づくり推進課長	中下 義博 (第3回検討会まで) 脇本 健二郎 (第4回検討会から)
防災	総務部防災課長	宮垣 将司
交通	総務部町民生活課長	水川 綾子
福祉	福祉保健部社会福祉課長	杉本 幸穂
子育て	福祉保健部こども課長	新藤 正敏
高齢者	福祉保健部長寿保険課長	岩本 宏美
都市	建設部都市整備課長	○門前 誠司
建設	建設部建設課長	木村 生栄 (第3回検討会まで) 矢熊 健治(主幹) (第4回検討会から)
上下水道	建設部上下水道課長	早稲田 誠 (第3回検討会まで) 木村 生栄 (第4回検討会から)
教育	教育委員会教育次長	森山 真文

## ■用語集

### ■あ行

#### 伊勢湾台風

1959年（昭和34年）9月26日に潮岬に上陸し、紀伊半島から東海地方を中心にほぼ全国にわたって甚大な被害をもたらした台風。

#### ウォーカブル

「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった語感をもつ造語。

### ■か行

#### 家屋倒壊等氾濫想定区域

水位周知区間について、洪水時に家屋の流出・倒壊等のおそれがある範囲。

#### 幹線道路

都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。広幅員・高規格の道路であることが多い。

#### 急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れにより相当数の居住者等に危害が生ずるおそれがある急傾斜地と、がけ崩れが助長・誘発されないようにするため、切土、盛土など一定の行為を制限する必要がある土地の区域。

#### 原生自然環境保全地域・特別区域

人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域。

#### 郊外住宅地

郊外に特化した住宅地域。一般には、中心市街地から少し外れた住宅地を郊外住宅地と呼ぶ。

#### 工業専用地域

用途地域の一つで、住宅を排除し、計画的に整備されたコンビナートや工業団地等を想定した工業地域で、工業の促進を図るために指定された地域。

### 交通結節点

バスのほか、電車やタクシー、自動車、自転車などさまざまな交通手段の接続が行われる乗り換え拠点。

#### コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行するもの。

#### コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市。

### ■さ行

#### 災害危険区域

津波、高潮、土砂災害等による危険が著しく、特に安全上支障がないと認められる場合を除き、住居の用に供する建築が禁止された区域。

#### 災害時要配慮者

高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害発生時に必要な情報を把握したり、一人で避難することが難しい人、避難生活などが困難な人のこと。

#### 砂防えん提

土石流など上流から流れ出る有害な土砂を受け止め、貯まった土砂を少しずつ流すことにより下流に流れる土砂の量を調節する施設。

#### 市街化区域

都市計画法に基づいて指定される区域で、すでに市街地を形成している区域および優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。計画的な土地利用を進めるための用途地域の指定、街路・都市公園等の都市施設の整備などが行われる。

## 市街化調整区域

都市計画法に基づいて指定される区域で、市街化を抑制すべき区域のこと。農林漁業施設や市街化を促進するおそれが無い開発、地区計画に基づく計画的開発などを除き、開発行為が制限される。

## 指定緊急避難場所

災害の危険から緊急的に逃れるために指定する施設または場所。

## 指定避難所

避難者が避難生活等を行うために指定する施設。

## 自動運転システム

ドライバー（人間）が行っている、認知、判断、運転操作（加速、操舵、制動など）といった行為を、人間の代わりに機械が行うシステム。

## 社人研

国立社会保障・人口問題研究所。人口変動要因である出生、死亡、国際人口移動について、それぞれの要因に関する実績統計に基づいた人口統計学的な投影手法によって男女年齢別に仮定を設け、将来の人口を推計している厚生労働省の施設等機関。

## 住宅

戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、寄宿舎や老人ホームは含まない。

## 住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。

## 小規模多機能型居宅介護事業所

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行う施設。

## 少子高齢化

ある地域において、出生率の低下（少子化）と平均寿命の増大（高齢化）が同時に進行することにより、若年者の数と人口に占める比率がともに低下し、高齢者の数と人口に占める割合がともに上昇していくこと。

## 新規事業

新たに検討が必要な施策、継続事業：既定計画に位置づけがあり継続する事業。

## 人口密度

人口統計において、ある単位面積あたりに居住する人の数により定義される数値。都市化、土地利用の度合いなどの目安となる。

## 浸水深

洪水や内水氾濫によって、市街地や家屋、田畑が水で覆われることを浸水といい、その深さ（浸水域の地面から水面までの高さ）を「浸水深」という。国土交通省によると、一般の家屋では、浸水深が50cm未満の場合は床下浸水、50cm以上になると床上浸水する恐れがあると言われている。

## 浸水想定区域（洪水、雨水出水、高潮）

河川の氾濫や津波、ゲリラ豪雨などにより、住宅などが水につかる浸水が想定される区域。

## 浸水被害防止区域

都道府県知事が「流域水害対策計画」に基づき、洪水や雨水出水（内水氾濫）で建築物が損壊・浸水するなど著しい被害が発生する恐れがある場所に指定される区域。

## スマートウェルネス

高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心・健康に暮らすことができる住環境。

## 3D都市モデル

都市空間に存在する建物や街路といったオブジェクトに名称や用途、建設年といった都市活動情報を付与することで、都市空間そのものを再現する3D都市空間情報プラットフォーム

ーム。これにより、都市計画立案の高度化や、都市活動のシミュレーション、分析等を行うことが可能となる。

### 生活関連サービス施設

個人に対して日常生活と関連して技能や技術を提供し、または施設を提供するサービス、および娯楽あるいは余暇利用にかかる施設。

## ■た行

### 大規模盛土造成地

宅地造成等規制法において、「一定規模以上の形状で、計算によって危険と確認できる造成宅地」と、「既に危険な事象が生じている造成宅地」と定められているもののうち、「一定規模以上の形状」の造成宅地を「大規模盛土造成地」と呼ぶ。大規模盛土造成地には、「谷埋め型」と「腹付け型」の2つの方がある。

### 宅配ロボット

自律移動（自動運転）により、目的地まで自動で判断して移動し、荷物を運ぶロボット。

### 地域包括ケアシステム

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。

### 地区計画

生活に密着した身近な区域（地区）において、土地や建物の所有者など住民が主体となって、話し合い、考えを出しながら、地区の実情に応じてつくる計画。生活道路や公園・広場などの配置及び規模、建築物の高さや壁面の位置等の制限、樹林地の保全などに関するルールを決めることができ、それらを都市計画決定する。

### 地すべり防止区域

地すべりによる被害を防止したり、軽減したりするため、「地すべりを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地」や「地す

べり防止工事を行う必要がある土地」に指定される区域。

### 津波災害特別警戒区域

津波浸水想定を踏まえ都道府県知事が警戒避難体制を特に整備すべき区域。

### 津波災害警戒区域

最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。

### 特別用途地区

都市計画法に定められた「地域地区」のひとつで、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区。

### 都市機能

都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業）。

### 都市機能

相互に関連して都市全体を構成する各要素の固有の役割で、基本的な機能としては、居住機能、産業機能（商業・業務、生産、流通など）、教育・文化機能、レクリエーション機能、交通機能、情報・通信機能などがあげられる。

### 都市機能増進施設

居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

### 都市経営

自治体行政を単なる地方行政としてではなく、地域行政、地域経営ととらえようとする考え方。

### 都市計画区域

都市計画法という法律によって、都道府県知事や国土交通大臣が指定するエリアのこと。「市街化区域」と「市街化調整区域」「非線引き区域」に分けられる。

## 都市洪水想定区域

都市河川において、洪水予防の目標となるべき降雨が生じた場合に洪水（破堤、溢水による外水の流入）による浸水が想定される区域。

## 都市再生特別措置法

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めたもの。

## 土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。

## 土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある土砂災害防止法に基づき指定された区域。

## 土地区画整理事業

土地の所有者から道路・公園等の公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供してもらい減歩制度と、従前宅地の権利を新しい宅地に置き換える換地処分によって、土地の区画形質を整え、宅地の利用増進を図る事業。

## ■な行

### ネウボラ

妊娠から出産、子育てまでを切れ目なく支援する仕組み。

### 農用地区域

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上

の利用を確保すべき土地として指定された土地。

## ■は行

### バイパス道路

市街地などの混雑区間を迂回、または峠・山間部などの狭隘区間を短絡するための道路。

### ハザードエリア

災害ハザードエリア。被災の恐れが大きい区域であり、「災害レッドゾーン」と「浸水ハザードエリア等」とに二分される。

### バスロケーションシステム

G P S等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコン等に情報提供するシステム。

### バリアフリー

高齢者や障がい者等の行動・生活上の障壁を取り除いた環境。例えば、段差の解消、スロープや手摺りの設置、車いす用トイレ、音声案内など。

### ハード・ソフトの対策

ハード対策は、構造物により洪水、高潮、津波等による外力（ハザード）を制御し、災害を防止・軽減するもの。ソフト対策は、ハザードマップの作成や避難態勢の整備、土地利用規制等により、洪水や高潮等によるハザードが発生しても人的な被害の発生を防止したり、物理的な被害を軽減するもの。

### 広島県人口移動統計調査

広島県人口の移動状況の実態を把握し、市区町別人口の推計資料、また各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、昭和40年から実施している調査。

### 保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林で

は、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

## ■ま行

### 民間緊急避難施設

災害の危険から緊急的に逃れるために指定する民間の施設または場所。

## ■や行

### ユニバーサルデザイン

人々の個性や違いにかかわらず、誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方。

## ■ら行

### ランドバンク

空き地や空き家の管理・流通・再生を担う組織

### 流通業務地区

物資の輸送・保管など流通活動の合理化と都市交通の緩和をはかるため、トラックターミナル、卸売業、倉庫などの流通業務施設を中心に形成される区域

---

海田町立地適正化計画

令和4（2022）年3月

---

発行：海田町

〒736-0061 広島県安芸郡海田町上市14-18

電話 (082)823-9634 (都市整備課)

ファクス (082)823-9203

URL <http://www.town.kaita.lg.jp/>

E-mail [toshisei@town.kaita.lg.jp](mailto:toshisei@town.kaita.lg.jp)

---